

つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業資料

目次

1	つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業について	1
(1)	移動支援サービスとは？	1
(2)	移動支援サービス利用費助成金支給事業とは？	1
(3)	助成金の支給対象となる外出は？	1
(4)	対象となる人は？	2
(5)	障害福祉サービスに移動支援サービスは含まれている？	2
(6)	移動支援事業以外の移動時の介助を含むサービスはありますか？	2
2	利用の流れ	3
(1)	利用申請	3
(2)	利用承諾、受給者証交付	3
(3)	利用登録又は契約	3
(4)	サービスの利用、自己負担分の支払い	4
(5)	サービス提供、自己負担分の請求	4
(6)	助成金の支払い請求	4
(7)	助成金の支払い	4
3	市助成基準単価表	5
(1)	基準単価	5
(2)	利用上限時間	5
(3)	助成金の支給割合	5
(4)	留意事項	5
4	受給者証サンプル	6

つくば市福祉部障害福祉課（2024 年 5 月）

1 つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業について

(1) 移動支援サービスとは？

障害のある方が円滑に外出することができるよう、ヘルパーが付き添いその他の介護を行うことです。

※車両を使用する移送サービスではないことにご注意ください。

(2) 移動支援サービス利用費助成金支給事業とは？

外出時に付き添いを必要とする障害者等に対し、移動支援サービスの利用に要する費用の全部又は一部について助成金を支給する事業です。市と協定を締結している事業者から移動支援サービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給します。

移動支援サービスの利用を促進し、障害者等の社会参加の機会の拡大を図ることを目的としています。

なお、移動支援サービスの提供基準は事業者によって異なるため、必ずしもA事業者で提供されたサービス内容をB事業者が提供できるとは限りません。

(例)「A事業者では東京まで外出できたが、B事業者は市外へは外出できないと言われた。」

これは、事業者ごとにサービスの実施区域が異なるからです。また、買い物の行き帰りに想定されるような外出介護以外に、外出の目的によっては特殊な外出介護が必要となる場合も想定されます。その場合、事業者ごとにサービス提供の可否が分かれることがありますので、サービス提供基準の詳細は事前に事業者にご確認ください。

(3) 助成金の支給対象となる外出は？

①日常生活用品の買い物、銀行等での手続き、余暇活動等でご利用になった場合に助成金の支給対象となります。

通学・通所・通院・通勤、営利を目的とする活動に係る外出で移動支援サービスを利用したときは、助成金の支給対象外となります。

※通院については、この事業ではなく、障害福祉サービスの中に支援を受けられるサービスがあります。

※保護者等に入院その他やむを得ない事情が一時的に生じて必要となった移動支援サービスである場合は、他の家族の状況等を勘案して助成対象とすることがあります。まずは障害福祉課までご相談ください。

②利用者1名に対しヘルパー1名が支援します。外出途中で家族等の付き添いがあった時間に対しては助成金が支給されません。

③ヘルパー1名で移動支援サービス及び旅客サービス（車両）の提供を行う場合は、旅客サービス等を提供している時間は移動支援サービスの助成対象外です。旅客サービスの従事者が別にいる場合は、一般のタクシーを利用した場合と同様に車両乗車中の時間も助成対象となります。

★外出前後の衣服の着替えの時間も助成金の算定時間に含まれる？

移動支援サービス提供前（後）に居宅内において、連続して行われる衣服の着脱介護等、外出するために必要な準備（以下「着脱介護等」）が生じ、その着脱介護等を事業者が行ったときの所要時間が概ね15分以内であれば、移動支援事業の算定時間として取扱うことができます。なお、着脱介護等に要する時間が20分以上かかる場合は、障害福祉サービスにより対応できる場合がありますので、障害福祉課までご相談ください。

(4) 対象となる人は？

次のいずれかに該当する方となります。

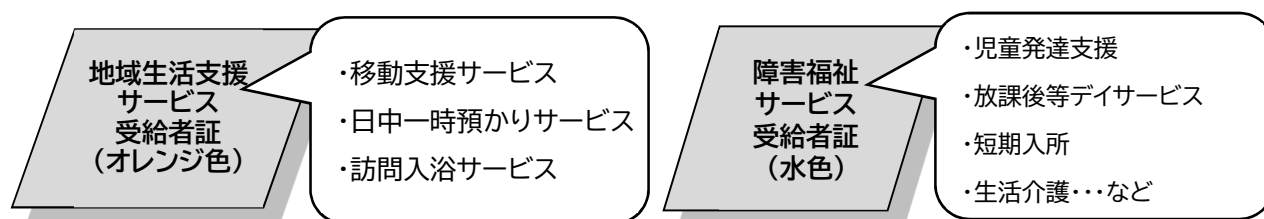
- ①身体障害者手帳の等級（単独のもの）が１級又は２級に該当する方
- ②療育手帳等の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※障害福祉サービスで、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けている方は対象外です。

(5) 障害福祉サービスに移動支援サービスは含まれている？

同じ「障害者総合支援法」に基づいた事業ではありますが、移動支援サービスは地域生活支援事業に位置づけられ、障害福祉サービスには含まれません。各サービスを利用し助成を受けるには、別々の受給者証が必要です。受給者証の申請方法や利用料金の自己負担分も異なります。

障害福祉サービス受給者証の負担上限月額が適用にならないため、利用した分だけ自己負担がかかります。



(6) 移動支援事業以外の移動時の介助を含むサービスはありますか？

障害福祉サービスに次のようなサービスがあります。

重度訪問介護 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分４以上であって、要件を満たす障害のある方

内 容：重度の身体障害又は知的障害等を伴う行動障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

同行援護 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：視覚障害者等であって、要件を満たす方

内 容：視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等をします。

行動動援護 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分３以上であって、要件を満たす知的又は精神に障害のある方

内 容：知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

重度障害者等包括支援 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分６以上であって、要件を満たす障害者等

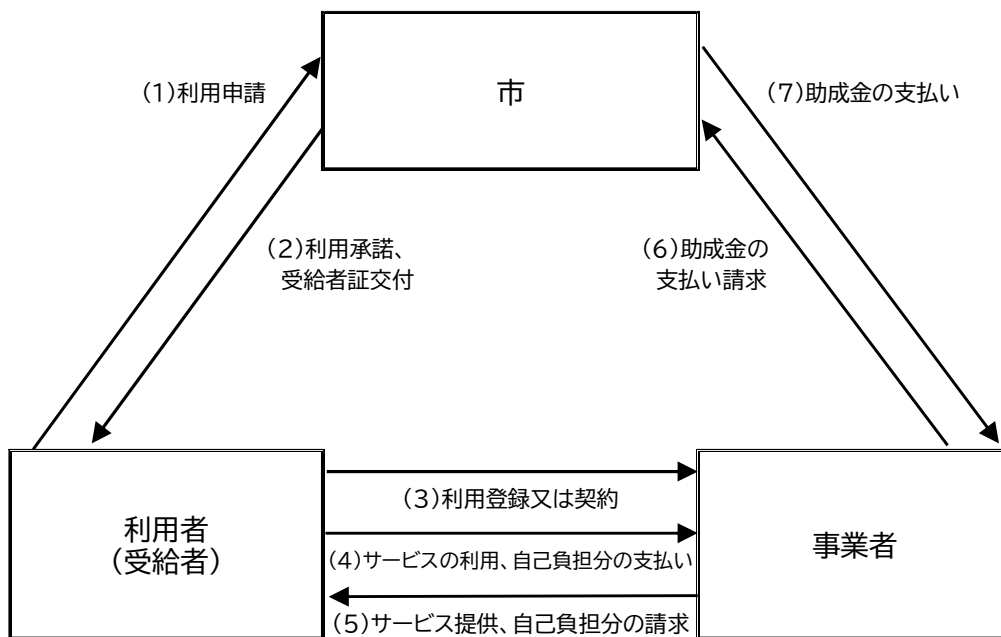
内 容：常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

居宅介護 （通院時の移動の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分１以上であって、要件を満たす障害のある方

内 容：自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

2 利用の流れ



(1) 利用申請

障害福祉課窓口で次の書類をご提出ください。(郵送提出可)

※①～③必須、④・⑤は該当者のみ。

①申請書 ②同意書

③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、受給対象となる等級を満たしているもの

④課税証明書（転入直後など、つくば市で課税状況を確認することができない方のみ）

⑤（支給希望者が18歳未満で、扶養者に障害がある場合）扶養者の各種障害者手帳または障害福祉サービス受給者証

⑥個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）

⑦本人確認書類（個人番号カード、身体障害者手帳、運転免許証など）

(2) 利用承諾、受給者証交付

申請内容を審査の上、承諾した場合は受給者証を交付します。

(3) 利用登録又は契約

①受給者証がお手元に届きましたら、受給者証の内容（氏名・住所・区分・支給割合等）をご確認ください。

②協定を締結している事業者から利用先を選択（複数可）し、事業者から重要事項の説明を受けた後、利用に関する契約等を結んでください。利用の日程については、事業者とご相談の上、ご利用ください。

市が協定を締結している事業者

別紙「つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業協定事業者一覧」をご参照ください。

つくば市のホームページでも一覧を公開しています。



(4) サービスの利用、自己負担分の支払い

受給者はサービスを利用するたびに受給者証を事業者に提示してください。

同時に、事業者から提示される実績報告書の内容を確認の上、押印またはサインしてください。

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費を助成します。

助成の対象外となる自己負担分は、事業者の指示に従ってお支払いください。

(5) サービス提供、自己負担分の請求

事業者はサービスを提供するたびに受給者証を確認し、実績報告書に必要事項を記入の上、受給者から押印またはサインをもらってください。同時に、受給者の利用記録表にも記入してください。

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費を助成します。

助成の対象外となる自己負担分の請求方法については、事業者に一任します。(利用の都度又は月末締め等)

(6) 助成金の支払い請求

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費を助成しますが、受給者への直接助成ではなく、事業者の代理受領により助成するものとします。

なお、事業者は支払請求書に実績報告書を添付し助成金の請求を月末締めで行います。

(7) 助成金の支払い

市は実績報告書と支払請求書の内容を審査し、助成金を支払います。

★受給者証の有効期限について ※毎年度更新申請が必要なサービスです。

受給者証が交付された年度末までとなります。

ただし、受給者が次の事項に該当する場合は、有効期間内であっても支給決定を取り消しますので、あらかじめご了承ください。

- ① 社会福祉施設その他の介護を業とする者が常駐している施設に入所したとき。
- ② 重度訪問介護の支給決定を受けたとき
- ③ 同行援護の支給決定を受けたとき
- ④ 行動援護の支給決定を受けたとき
- ⑤ 重度障害者等包括支援の支給決定を受けたとき

3 市助成基準単価表

(1) 基準単価

	身体介護を伴わない	身体介護を伴う
30 分未満	1,123 円	2,713 円
30 分以上 1 時間未満	2,088 円	4,282 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,915 円	6,222 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,657 円	7,091 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	30 分を増すごとに 69×10.6 円を加算 (小数点以下切捨て)	7,992 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		8,872 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満		9,762 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満		30 分を増すごとに 83×10.6 円を加算 (小数点以下切捨て)

身体介護について

次のいずれかの介護が必要となる場合、「**身体介護を伴う**」の利用区分で申請してください。

- ① 移乗の全面介護
- ② 排泄の後始末等の介護
- ③ 食事介護
- ④ 衣服着脱介護
- ⑤ 多動、行動の停止、パニックその他の不安定な行動に対する介護

※協定事業者によっては、市の基準単価を上回る場合があります。

(2) 利用上限時間

ひと月あたり 30 時間

時間の算定は 30 分単位です。30 分に満たない端数があるときは、これを 30 分とします。

★利用上限時間を超えてご利用になった移動支援サービスは、助成金の支給対象外となります。「移動支援サービス利用記録表」を利用して、ご自身で毎月の利用上限時間を管理してください。

(3) 助成金の支給割合

①生活保護法による扶助を受けている方	基準単価の範囲内で 100% 助成
②市町村民税非課税の方	
③市町村民税課税の方	基準単価の範囲内で 90% 助成

↓ 課税状況の調査対象者は、支給対象者の年齢によって異なります。

▷18 歳以上：本人 及び 配偶者

▷18 歳未満：同一世帯員 及び 別世帯の扶養者

ただし、扶養者に障害がある場合は、扶養者 及び 扶養者の配偶者

※調査対象者の中に、1 人でも市町村民税課税の方がいれば、支給割合は 90%になります。

(4) 留意事項

①事業者が設定する基準単価が、市の基準単価を上回っている場合、超過分はすべて自己負担となります。

②ヘルパー等の特定費用（交通費、食事代等）は、移動支援サービスの助成対象ではないため、上記の例で示した自己負担額以外に支払うべき費用が発生する場合があります。特定費用の取り扱いについては、ご利用になる事業所にご確認ください。

③移動支援サービスの自己負担額は、障害福祉サービスで設定される月額上限負担額には適用されません。

4 受給者証サンプル

(1) 受給者証

様式第2号(第7条関係)

① 00000

各項目の説明

つくば市障害者移動支援サービス受給者証		
交付年月日 年 月 日		
② 受給者	住所	つくば市
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
適用年月日		③ 年 月 日
有効期限		④ 年 月 日
区分		⑤ 身体介護を伴う・伴わない
利用上限時間		⑥ 30 時間 / 月
支給割合		⑦ ●● / 100
発行者		つくば市長 印

①	受給者証の交付番号です。 ※原則として障害福祉サービス受給者証と同じ番号になります。
②	当該制度は、障害者（児）本人の移動支援サービス利用費に対して助成金を支給するものです。したがって 18 歳未満であっても受給者は障害児本人となります。
③	適用日以降に利用したサービスに対して助成金を支給します。
④	助成金支給の有効期限（原則、年度末）
⑤	基準単価 ※年度途中で区分を変更する場合は、新規申請扱いとなり、新たな受給者証の交付手続きが必要となります。
⑥	市が助成可能な上限時間を表しています。（30 時間／月） なお、上限時間を超過してサービスを利用する場合は、超えた時間については全額利用者負担となります。
⑦	⑤の基準単価の範囲内で、市が支給割合分を助成します。 課税区分：90/100 非課税区分：100/100

(2) 利用記録表

つくば市移動支援サービス利用記録表（4）月分				
日付	事業者名	利用時間数 (時間)	残時間数 (時間)	従事者名
	〇〇サービス事業所	3	27	筑波花子
	〇〇サービス事業所	2.5	24.5	筑波花子
	〇〇センター	3.5	21	印
	〇〇サービス事業所	5	16	印

【受給者の方】

利用記録表で利用時間を管理します。

【事業者の方】

サービス提供前に利用記録表で当月の
残時間数を確認してください。

サービス提供後は利用記録表の記入してください。

利用上限時間を超過した分は、助成対象になりません。